

# 平成17年第14回教育委員会記録

平成17年10月26日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日時 平成17年10月26日(水) 午後2時00分～午後2時26分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ  
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義  
庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之  
杉並区立図書館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一  
学務課長 井口 順司 指導室長 松岡 敬明  
社会教育スポーツ課長 赤井 則夫 済美教育センター副所長 杉田 治  
中央図書館長 原 隆寿 中央図書館長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 9名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- 議案第55号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 議案第56号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第57号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第58号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第59号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 議案審議

議案第55号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第56号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 3

議案第57号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第58号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 7

議案第59号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規  
程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

**委員長** では、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会を開催したいと思います。

本日は、第14回の教育委員会の定例会でございます。

皆さま方、お忙しいところありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおりに、議案が5件となっております。

また、審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

では、初めに議案の審議に入ります。

日程第1、議案第55号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」、日程第2、議案第56号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を一括して上程し、審議いたします。

庶務課長から、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、私から説明をさせていただきます。

最初に、議案第55号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」について、ご説明いたします。

本規則は、杉並区立方南図書館の開設に伴い、平成17年第2回区議会定例会で定められた「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めるために制定するものでございます。

施行期日は、17年11月1日でございます。

規則は、公布の日より施行いたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第56号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

改正の理由でございますが、同じく、杉並区立方南図書館の設置に伴い、同図書館の休館日を定めるために、所要の規定を整備するためのものでございます。

改正の内容でございますが、方南図書館の休館日を柿木図書館などと同じ、毎月第1月曜日と第3木曜日とするものでございます。

施行期日は、17年11月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。

では最初に、議案第55号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

**委員長** 事務的なことでございますし、ご異議ございませんでしょうか。

では、議案第55号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

では、議案第56号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

この件もご承知のように、杉並区立方南図書館が設置されるということに伴った事務的なことからの規則の改正でございます。

よろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第56号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、日程第3、議案第57号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** 議案第57号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

大変恐縮ですが、先に訂正をさせていただきます。

めくっていただいて、3枚目以降になると思うのですが、本文の中に別表第4ということで出てきてございます。この野球場、庭球場のところ松の木の「の」の字なんですけど、こちら、平仮名になってございますが、片仮名の「ノ」でございますので、あわせて2面も松の木の「の」を平仮名から片仮名に変更させていただきたいと存じます。

同じく、同じようなところで、新旧対照表ということでおつけしてございますが、資料編ですけども、こちら3ページ以降ということになると思うのですが、同じく別表第4の松の木の「の」の字は、すべて片仮名ということで変更をお願いいたします。

(「なっています」の声)

**庶務課長** なっていますか。

失礼しました。それでは、説明をさせていただきます。

**大藏委員** 附則のところの中は違いますね。附則の2のところの中は「松の木」になっています。

**庶務課長** 附則の2ですね、そうですね。最後の2行、大変失礼しました。

では、こちらの附則の2の後ろから2行目の上の方ですが……。

**大藏委員** いや、まだあります、4行目もそうです。

**庶務課長** 附則2の中のすべて、松の木の「の」は、片仮名にお願いするということで、よろしくお願ひいたします。大変失礼いたしました。

それでは、説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、平成17年第3回区議会定例会におきまして、「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」が制定され、指定管理者制度が導入されたことに伴い、所要の規定の整備をするために行うものでございます。

改正の内容です。新旧対照表をご覧ください。

よろしいでしょうか。まず第7条、「照明設備の使用料及び利用料金」でございますが、条例におきまして、区が直接管理する施設を別表第3に、指定管理者の管理する施設を別表4として定めたことに伴い、規定の整備を行うものです。

使用、利用料金につきましては、新旧対照表の後ろにつけてございますが、料金は変わってございません。

次に、第10条、「指定管理者に関する準用規定」でございますが、体育施設の使用申請、使用承認、使用料等の減免及び使用料等の還付についての規定を指定管理者に準用することを定めるものでございます。

第11条、「指定管理者の申請」についてでございますが、条例で教育委員会規則で定めることとされている指定の方法につきまして、申請方法、申請書様式及び必要書類を定めるものでございます。

次に、第12条、「指定管理者の指定基準」でございますが、指定管理者を指定する場合の基準について、条例に定める基準のほか、指導育成体制、実績などについて、規則で加えて定めるものでございます。

最後になりますが、第13条、「事業報告書」でございますが、事業報告書に記載すべき内容として、管理状況、施設利用状況などを定めるものでございます。

施行期日は、公布の日からということでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ちょっと私の方からでいいですか。

区の管理と指定管理者と分けましたよね。これは、今後変更というのは可能なんですか。

**社会教育スポーツ課長** 基本的には、変更は条例改正または規則改正で可能でございます。

**委員長** そうですね。

では、どちらかといえば、指定管理者の制度を組み入れた杉並区にするということが大事であって、来年の9月でしたか、それまでに条例等をつくらなければいけないと。それ以後、変更も可能だと、そういう意味ですね。

**社会教育スポーツ課長** まず、指定管理者制度でございますけれども、今までの施設の管理運営につきまして、公共団体、公共的団体ということで、自治法が改正になりまして、管理運営の場合は指定管理者制度を導入するか、もしくは直営で委託という方法でございます、基本的にはその自治法改正に伴う変更でございます。

ただ、指定管理者につきましては、プロポーザル方式とか直接の指定管理者を指定するということの違いはございますけれども、基本的にはそういうものでございます。

**委員長** それから、実際の運用に当たっては、条例の細かいことは今覚えていないのですが、例えば、区と指定管理者との協定が必要になってきたりとか、いろいろ細部について必要になりますよね。事細かいこととか、そういったものはどこで様式というものが出てくるわけですか。

**社会教育スポーツ課長** まず指定管理者の指定につきましては、これはどこにするか議決が必要でございます、決まった段階で、これは相手との問題ですから、細かい協定については、今後教育委員会と事業者とやっていく形です。

様式、規定につきましては、特に協定の様式はございません。相互の指定の協定様式はございませんけれども、東京都、それからその他の区でもほかの指定管理者をやっておりますので、それにならった形で、協定を結んでいきたいと考えてございます。

**委員長** はい、わかりました。

ほかにもございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第57号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第4、議案第58号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第59号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」を一括して上程し、審議させていただきます。

同じく、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第58号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

改正の理由でございますが、平成17年第3回区議会定例会において、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が定められ、妊娠初期休暇が母体保護休暇に改められたことに伴い、所要の規定の整備をするために行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

第18条、「妊娠出産休暇」でございますが、同休暇は、16週間となっておりますが、出産が出産予定日以降となった場合で、妊娠中に8週間を超えて休養することがやむを得ないと認められたときは、16週間にその超えた日数を加えて取得できることに改めるものでございます。

次に、第19条、「母体保護休暇」でございますが、妊娠初期の障害について取得できる妊娠初期休暇を、妊娠全期間にわたる障害について取得できる母体保護休暇に改めるものでございます。

次に、第23条、「出産支援休暇」についてでございますが、日数を2日以内から3日以内に改めるとともに、同居し、養育する必要がある子がある場合、日を単位として5日以内の出産支援休暇を承認するものと改めるものでございます。

第29条の2、「子の看護のための休暇」でございますが、子供の数にかかわらず5日以内となっていた同休暇につきまして、子が2人以上いる場合には5日に加えて、一子ごとに3日を加算して取得できるよう、また職務に支障がない場合に、時間を単位として取得できるよう改めるものでございます。

本規定については、経過措置がございまして、子の看護のための休暇について、平成17年12月31日までは、二子以降の加算を一子当たり1日とするとされてございます。

施行期日は、17年11月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第59号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」について、説明いたします。

改正の理由でございますが、妊娠初期休暇が母体保護休暇に改められたこと等に伴う所要の規



定の整備のために行うものでございます。

内容でございますが、表示として母体保護休暇に改めること、それから時間単位で取得する子の看護のための休暇の表示を改めるということで、新旧対照表でおつけしていますような表示の改正をしているものでございます。

施行期日は、17年11月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

では最初に、議案第58号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声)

**委員長** 提案理由に書かれているような理由で上程されたわけですが、ご異議ございませんでしょうか。

では、議案第58号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第59号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」について、ご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

議案第58号と関連する規程の改正でございます。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、異議がございませんようですので、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、可決させていただきます。

これで、予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、何かございましたら、お願いします。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、11月9日水曜日の定例会の日程を変更いたしまして、今回は、11月7日月曜日、午前10時から定例会を予定してございます。

よろしくお願いいたします。

**委員長** 11月7日の月曜日、午前10時ということにさせていただきます。

ご協力のほどお願いいたします。

では、これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。  
ありがとうございました。